

継続雇用の高齢者に関する 無期転換ルールの特例について

 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

1 有期雇用特別措置法の基本的な仕組み

- ① 無期転換ルールの特例を希望する事業主は、特例対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。
- ② 事業主は、作成した計画を本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
(注)本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。
- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者(継続雇用の高齢者)について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。
(注)有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。



申請は、本社・本店管轄の都道府県労働局まで

雇用管理措置の計画申請は、本社・本店を管轄する都道府県労働局（雇用環境・均等室）に提出してください（事業場ごとに作成する必要はなく、本社・本店で一括して作成してください）

提出は、ご来庁のほか、郵送※や電子申請によることも可能です。

※簡易書留分を付加した返信用切手を同封してください。

また、本社・本店を管轄する労働基準監督署を経由して提出することもできます。

なお、法人の場合、代表者と担当者が異なるときは、担当者の氏名・連絡先等を別途お伺いします。

（注1）「本社・本店」の住所地は、必ずしも商業登記簿上の住所地をいうものではなく、実質的に本社・本店の機能を有する事業所の所在地のことを言います。

2 継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用人との有期労働契約が、通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生します。

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主(※)の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。
↓関係のない他社の場合は該当しません。

(※) 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続いて雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

〈補足〉特殊関係事業主について、

[1]元の事業主の子法人等、[2]元の事業主の親法人等、[3]元の事業主の親法人等の子法人等、[4]元の事業主の関連法人等、[5]元の事業主の親法人等の関連法人等です。

(注1) 定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

(注2) 定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象となります。(通算契約期間のカウントについては、同一の使用人ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。)

定年制＝無期労働契約において 年齢による終期を定めたもの

(例) 定年後引き続き雇用される場合

定年の時点が

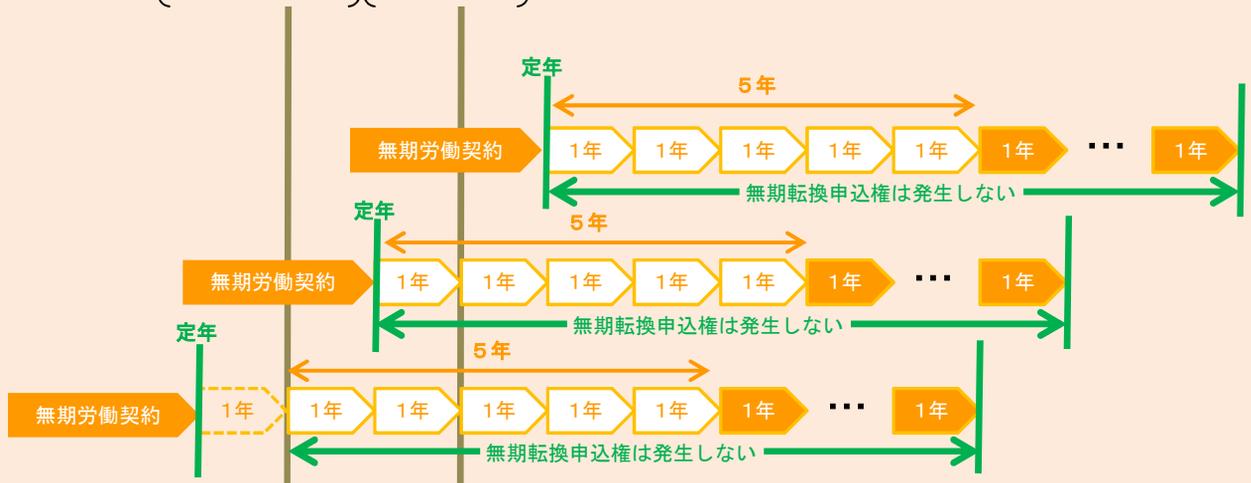
- ・平成27年4月1日以後
- ・平成25年4月1日以後かつ平成27年4月1日より前
- ・平成25年4月1日より前

のいずれであっても、特例が適用されます。ただし、通算契約期間の算定対象が平成25年4月1日に開始する有期労働契約に限られることから、特例の適用も平成25年4月1日以降に限られます。

(ケース③-3)平成25年4月1日 平成27年4月1日

平成24年労働契約法
改正法の施行日

有期雇用特別
措置法の施行日



★厚生労働省ホームページも併せてご参照ください。

●パンフレット、条文、施行通達、申請書など

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/_roudou/roudouki_jyun/keiyaku/kaisei/

3 継続雇用の高齢者に関する申請書(第二種計画認定・変更申請書)の作成

●継続雇用の高年齢者について、有期雇用特別措置法による特例の適用を希望する事業主は、「第二種計画認定・変更申請書」を作成の上、都道府県労働局に提出し、計画が適当である旨の認定を受けてください。

【記入上の注意】

〔留意事項〕

赤字は記載例

第二種計画認定・変更申請書

② 労働局長殿 ① 年 月 日

1 申請事業主

名称・氏名	③	代表者氏名(法人の場合)	④
住所・所在地	〒() () ()	電話番号	() () ()
	⑤	FAX番号	() () ()

⑥ 2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任 (注) 1
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

→ (注) 2

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
 - 65歳以上への定年の引き上げ
- ⑦ 継続雇用制度の導入
 - ⑧ 希望者全員を対象 (注) 3
 - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

注1 ハローワークに提出している「高年齢者雇用状況報告書」の写しを添付してください。

注2 はどれか1つで構いません。

注3 労使協定は、平成25年3月31日以前に締結しているものに限ります。

「3 その他」は、該当するはすべてチェックしてください。

(添付書類)

→添付書類については、次頁をご覧ください。

高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可)を含みます。))変更申請の場合は、認定されている計画の写しが必要です。

★申請に当たっては、原本と写しの合計2部を提出してください

作成した雇用管理措置の計画の申請書と添付書類については、それぞれ原本と写しの合計2部を提出いただくよう、お願いいたします。(写しは認定通知書等の交付時にお返しします)

- ① 申請の日付を記載してください。
- ② 提出先の労働局名を記載してください。
- ③ 法人の場合には法人の名称を、個人事業主の場合には氏名を記載してください。
- ④ 法人の場合には代表者氏名を記載してください。
- ⑤ 法人の場合には本社・本店の所在地を、個人事業主の場合には住所(事業所の所在地と異なる場合には、事業所の所在地)を記載してください。
- ⑥ 行うこととしている雇用管理措置として該当するものにを付してください。(1か所以上)
- ⑦ 実施している高年齢者雇用確保措置にを付してください。
- ⑧ 「継続雇用制度の導入」にを付した場合には、いずれかにを付してください。
- ⑨ を付した措置を行っていることが確認できる就業規則等を添付してください。

有期特措法に係る第二種計画認定申請(定年後再雇用)に係る必要書類

第二種計画認定申請書(様式第7号)

1

「第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」

高年齢者雇用推進者を選任している YES

NO

高年齢者雇用
状況報告書(左
下の高年齢者
雇用推進者の
職氏名欄に記
入があるもの)
を作成している

YES
NO

高年齢者雇用
状況報告書の
写し

高年齢者雇用
推進者の辞令
等選任が分か
る書類の写し

- ・職業訓練の実施
- ・作業施設・方法の改善
- ・健康管理、安全衛生の配慮
- ・職域の拡大
- ・職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- ・職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- ・勤務時間制度の弾力化

上記の措置を一つ以上講じている

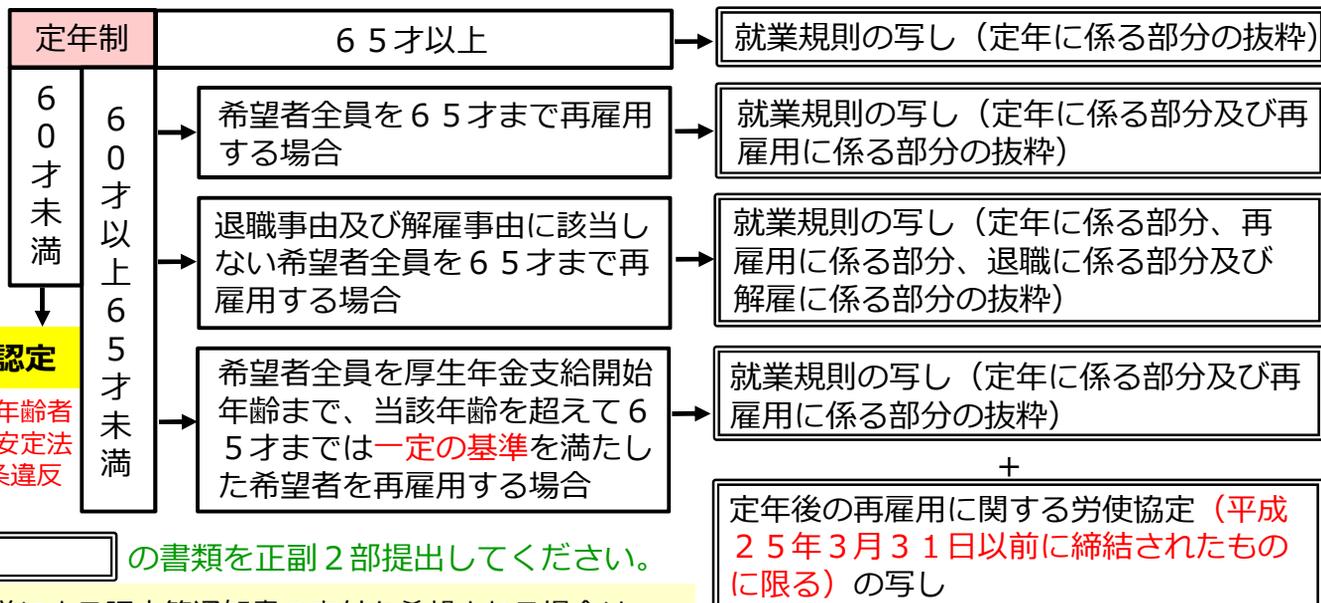
YES

NO

不認定

上記の高年齢者の雇用管理に係る実施事項が具体的に分かる書類等

2 「高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置」



不認定

※高年齢者雇用安定法第9条違反

※ [] の書類を正副2部提出してください。

郵送による認定等通知書の交付を希望される場合は、簡易書留料金を加えた郵便切手(通常料金+320円)を貼付した返信用封筒をご提出ください。

※平成25年3月31日以前の労使協定がない場合は、基準を設けることは出来ません。

【提出・問合せ先】

〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第二合同庁舎3F
岡山労働局雇用環境・均等室 有期特措法高齢者認定調査員
Tel 086-225-2017 Fax 086-224-7693